

「計量制度に関する課題検討会」
報告書 今後のとりまとめ方針（案）

平成 28 年 3 月 2 日

本検討会でなされた計量制度に関する要望及び意見を整理し、あるべき計量行政の基本的方向を見据え、今後の本格的な計量制度の見直しの検討に資するため、計量制度に関する課題検討会（以下、「検討会」という。）としての報告書を取りまとめる。

このとりまとめに当たっては、資料 1-1 を基に報告書で取り扱う項目を「Ⅰ. 要望項目」とし、「Ⅲ. 報告書の骨子（案）」に基づき分類し、第 1 回及び第 2 回検討会において委員からいただいた意見を踏まえて実現に向けた課題を整理して記載し、第 3 回検討会において報告書（案）を提出すべく、「Ⅳ. とりまとめのスケジュール」にしたがって進めることとしたい。

I. 要望項目

1. 計量器の規制（検定・検査）

- (1) 自動はかりの特定計量器への追加
- (2) 定期検査を要しない期間の統一
- (3) 修理後から再検定まで計量器を使用可とする
- (4) 修理実施者を示すロゴマークを塗布
- (5) 計量器販売事業者の遵守事項（購入者に対して定期検査の対象となる場合は知事等に連絡する努力義務）
- (6) 検定証印、定期検査済承認とともに付す数字（元号のみならず西暦表示も認める）
- (7) 型式承認における試験データの受け入れ
- (8) 指定製造事業者制度における ISO 9001（品質マネジメントシステム—要求事項）等の更なる活用
- (9) 指定検定機関の基準の見直し
- (10) はかりに検定・定期検査・修理履歴等を明らかにするシステム（ICタグ、バーコード、QRコード等）の導入の検討

◇計量行政に携わる自治体について、一部自治組合や広域連合のような形で集めて補完し助けていくことを検討すべき。

2. 基準器と JCSS

(11) 基準器と JCSS

- 基準器検査における JCSS 校正証明書の活用
- 特定計量器の検定・検査に JCSS 分銅の使用を認める

◇JCSSの認定等において電子申請を認める

◇基準器の規格の整理として、OIML勧告に準拠して構造や性能に関する技術基準が規格化している基準器は、基準器検査規則にてその規格を引用することを検討すべき

3. 計量証明

(12) 計量証明事業

- 計量証明事業の対象範囲の整理及び最低機器の見直し
- 計量証明事業者が整備する「最低設備等」の指導

(13) 計量証明検査

- 計量証明検査と検定の周期の見直し

4. 計量士

(14) 計量士の活用

- 計量士の登録要件の見直し・計量士登録実務経験の緩和
- 環境計量士の更新制度・定期フォローアップ
- 環境計量士の計量管理業務の見直し

5. 適正計量管理事業所制度

(15) 適正計量管理事業所制度の普及啓発

6. 商品量目制度

(16) 具体的な規制を食品表示法に一本化、量目公差表の簡素化

(17) OIML勧告に従った極少量商品の規制追加等

7. 計量単位

(18) 質量百分率と体積百分率の明確化 (wt%やvol%の表記)

Ⅱ. 報告書の作成

検討会でとりまとめる報告書は、計量関係団体及び自治体からいただいた要望を基に、第1回及び第2回検討会において委員からなされた意見を踏まえ、実現に向けた課題を整理するものである。

この報告書は、今後の本格的な計量制度の見直しをすすめるに当たっての検討資料に資することが期待される。

報告書の構成として、計量関係団体及び自治体からいただいた要望等をおおまかに下記Ⅲ. 2. の3つの項目立てにしたがって分類し、あわせて実現に向けた課題を整理することとしたい。

また、特に複数の団体から要望が寄せられた項目や、委員から多くの意見が寄せられた項目を主要論点として位置づけ、特に重点的に課題を整理することとしたい。

Ⅲ. 報告書の骨子（案）

1. はじめに（報告書の位置づけ）

計量関係者・有識者、計量行政従事者等からなる「計量制度に関する課題検討会」を開催し、今後の本格的な計量制度の見直しをすすめるに当たり、なされた委員からの要望及び意見を基に、計量制度に関する課題を整理したものである。

2. 論点・課題

<1>民間事業者の参入の促進

適正計量の信頼性を確保しつつ、技術力のある民間事業者等の参入を促進するための見直しを行う。

【(7)、(8)、(9)、(14)、(15)】

<2>技術革新、取引又は証明における社会的環境変化への対応

計量器の技術革新、取引又は証明における社会的環境変化へ対応し、規制対象の見直し・新たな規制・規定の導入等を検討する。

【(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(10)、(11)】

<3>規制範囲・規定事項等の再整理・明確化

現在の規制に関して、その範囲・規定事項等を再整理又は明確化し、適切なものとするための措置を図る。

【(12)、(13)、(16)、(17)、(18)】

IV. とりまとめのスケジュール

- 第2回検討会にてなされた各委員の意見を盛り込み、第2回検討会後に、報告書（案）を各委員へ書面（電子メール）にて意見照会を行う。
各委員より事前に意見をいただき、必要に応じて報告書（案）に反映し、第3回検討会資料とする。
- 第3回（3月18日（金））にて報告書（案）を議論。
報告書に関する最終議論とする。追記が必要な場合等は、その場で了承をいただくか、座長に扱いを一任していただくこととする。